春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第46号)の 一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第 5 条	第 5 条

|2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前|2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)において 議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の 月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に、6月に支給する場合においては100 分の202.5、12月に支給する場合においては100 分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月 以内の期間におけるその者の在職期間の区分に 応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)において 議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の 月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に、6月に支給する場合においては100 **分の197.5**、12月に支給する場合においては**100** 分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月 以内の期間におけるその者の在職期間の区分に 応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

## 附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(以 下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年6月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の春日部市議会 の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改 正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。